

コスモエコパワー株式会社「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年12月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、和歌山県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 和歌山県有田郡有田川町、日高郡日高川町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大50, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年10月15日
環境大臣意見受理	平成30年12月21日
経済産業大臣意見発出	平成30年12月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年 3月25日
住民意見の概要等受理	令和 元年 5月29日
和歌山県知事意見受理	令和 元年 8月22日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 9月18日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年 3月18日
住民意見の概要等受理	令和 3年 5月31日
和歌山県知事意見受理	令和 3年10月 1日
環境大臣意見受理	令和 3年10月 8日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年12月 9日

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤、野田
電話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 工事計画の見直しについて

本事業においては、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設等に係る土地の改変が計画されており、対象事業実施区域は大部分が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林等に指定されていること、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されている希少猛禽類であるクマタカの複数ペアが生息していること等から、これらの土地の改変及びそれに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風車敷及び道路について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに、土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点、その対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- エ 対象事業実施区域の周辺においては、本事業者による他の風力発電所が稼働中であり、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中である。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握す

ること。また、調査結果並びに専門家及び地方公共団体その他の関係機関からの助言を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

カ バッドストライク及びバードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

(3) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、同事業者及び他の事業者による風力発電事業の環境影響評価手続中等が進められているため、本事業では、そのうち1件の事業との累積的な影響を考慮した環境影響評価を実施している。一方で、もう1件の事業については計画の熟度が低いこと等から、累積的な影響が考慮されていない。このため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮すること。

2. 各論

(1) 水環境及び水生動物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋等が存在しており、「環境省レッドリスト 2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧Ⅱ類として分類されているマホロバサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ等の重要な水生動物も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカの複数のペアによる営巣をはじめ、希少猛禽類等の生息及び繁殖が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する重大な影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び地方公共団体その他の関係機関からの助言を踏まえて、稼働後の事後調査を実施すること。

また、バードストライク又はバットストライクに関する事後調査において、希少猛禽類等重要な鳥類等の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類等からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

あわせて、稼働後においてバードストライク又はバットストライクが発生した場合の対応措置について、事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物に対する影響

対象事業実施区域の一部には、自然度の高い植生が存在するほか、対象事業実施区域及びその周辺では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき環境省が実施する自然環境保全基礎調査の第6～7回調査において選定された特定植物群落「白馬山のブナ林」や、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在し、当該区域は自然環境の保全上重要な地域である。このため、風力発電設備及び付帯設備の工事の実施に当たっては、可能な限り既存道路等を活用することにより、改変を最小限に抑制するとともに、自然度の高い植生等に関する環境影響を調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえ、特定植物群落及び自然度の高い植生の改変を回避し、さらに、保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

また、対象事業実施区域内において、紀伊半島最西端の生育限界におけるブナの生育が確認されており、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続きを実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。